

卒業及び学年進級規程
(平成 27 年度以前入学者適用)

(目 的)

第 1 条 この規程は、聖マリアンナ医科大学学則第 14 条、第 17 条および第 24 条の規程のほか、卒業および進級に関する必要な事項を定める。

(認 定)

第 2 条 卒業および進級の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(進級判定)

第 3 条 進級判定は、試験及び履修等に関する規程第 13 条に定める学年末成績を総合的に評価し、学年ごとに以下の条件を満たした者を進級とする。

第 4 学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 総合教育科目の必修科目（英語）を修得した者 (3) 共用試験に合格した者 (4) 総合教育科目の選択科目において、副外国語の 2 単位を含め、第 4 学年までに 12 単位以上修得した者
第 5 学年	(1) 臨床実習（各科実習成績の平均）に合格した者。ただし、配当された臨床実習科目中に劣悪の評価を有する者は、留年の対象とする (2) 総合臨床演習に合格した者

(卒業判定)

第 4 条 卒業判定は、第 6 学年に実施するすべての試験・実習（臨床実習後 OSCE）等の成績を総合して行う。

附 則

この規程の改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年度第 6 学年在学者については、卒業判定基準に臨床実習後 OSCE を用いない。

※共用試験には、診察技能や態度を評価する共用試験 OSCE（Objective Structured Clinical Examination）と、基本的な知識の評価を行う共用試験 CBT（Computer Based Testing）がある。

卒業及び学年進級規程
(平成 28 年度以降入学者適用)

(目 的)

第 1 条 この規程は、聖マリアンナ医科大学学則第 14 条、第 17 条および第 24 条の規程のほか、卒業および進級に関する必要な事項を定める。

(認 定)

第 2 条 卒業および進級の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(進級判定)

第 3 条 進級判定は、試験及び履修等に関する規程第 15 条に定める学年末成績を総合的に評価し、学年ごとに以下の条件を満たした者を進級とする。

学年	進級の条件
第 1 学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 早期体験実習におけるすべての実習内容に合格した者
第 2 学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 総合教育科目の選択科目において、2 単位以上修得した者 (3) 早期体験実習に合格した者 (4) 総合試験に合格した者
第 3 学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 総合教育科目の選択科目において、副外国語 2 単位を含め、8 単位以上修得した者 (3) 早期体験実習に合格した者 (4) 総合試験に合格した者
第 4 学年	(1) 当該学年に配当されたすべての専門教育科目に合格した者 (2) 総合教育科目の選択科目において、10 単位以上修得した者 (3) 共用試験に合格した者 (4) 研究室配属に合格した者
第 5 学年	(1) 臨床実習（各科実習成績の平均）に合格した者。ただし、配当された臨床実習科目中に劣悪の評価を有する者は、留年の対象とする (2) OSCE（客観的臨床能力試験）に合格した者 (3) 総合試験に合格した者

(卒業判定)

第 4 条 卒業判定は、第 6 学年に実施するすべての試験並びに実習（卒業時 OSCE を含む）等の成績を総合して行う。

附 則

この規程の改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

※ 共用試験には、診察技能や態度を評価する共用試験 OSCE（Objective Structured Clinical Examination）と、基本的な知識の評価を行う共用試験 CBT（Computer Based Testing）がある。